

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

住宅に困窮する者に対して、市営住宅をより適正に供給するため、入居者の資格要件を拡充したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同じ。）」の次に「または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明もしくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第2号中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2項中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書を削り、同項第8号中「アまたはイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「または配偶者暴力防止等法」を「、配偶者暴力防止等法」に改め、「規定による保護」の次に「または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護」を加え、同号に次のように加える。

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他市長がこれに準ずるものと認めた証明書等が発行されている者

第8条第1項第2号中「親族」の次に「もしくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第11条第1項および第3項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第17条第1項中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第24条第2項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第32条および第33条中「令第11条および令第15条第2項」を「令第12条および令第16条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。